

異動届出書の記入例②【上段：特別徴収継続の場合（例：小松 次郎） 下段：A～Fの事由に伴い普通徴収へ場合（例：小松 花子）】

※ 給与支払者や給与所得者の個人番号又は法人番号の記載が必要です

給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎ 異動があった場合は翌月10日までに必ず提出してください。

受付印 ○○年○○月○○日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒923-0904 小松市小馬出町○○番地	特別徴収義務者 指定番号 114514
	名称 (株)○○商事	この報告の応答者名 及び電話番号 係 人事 氏名 石川 電話 0761-24-8030	
個人番号又は法人番①		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	

※ 小松市 処理欄	受付 窓・郵 ()	補記	入力	確認
併	1・2	イ メ	1・2	年度

給与所得者		⑥ (ア) 特別徴収税額 (年税額)	⑦ (イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	⑧ 異動の年月日 ○年○月○日	⑨ 異動後の未徴収税額の徴収	⑩ 1月1日以降 退職時までの 給与支払額
宛名番号 3	氏名 小松 次郎	78,000 円	6 月分 12 月分 45,500 円	32,500 円	○年○月○日	1 1. 特別徴収継続 (下の新しい給与支払先も記入) 2. 一括徴収 ()月分まで納入 ()月 ()日納入予定) 3. 普通徴収(本人納付) 理由 ()	200,000 円 控除社会保険料額 13,000 円
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	給与の支払いを 受けなくなった 後の住所 小松市○○町×番地				異動の事由 2 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 「6. その他」を選択され た場合、裏面のA～Fの 符号を記載してくださ い。		
転勤等による新しい 給与支払先の所在地 及び名称		所在地 〒923-8203 金沢市鞍月△丁目△番地	特別徴収義務者 指定番号 担当者氏名 電話番号		810	1 ⑫ 1 月分 から 徴収し 納入します。	
		名称 株△△商会			総務課 加賀 076-○○○○-○○○○		

給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動の年月日 年 月 日	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降 退職時までの 給与支払額
宛名番号 4	氏名 小松 三郎	50,000 円	0 月分 0 月分 0 円	50,000 円	年 月 日	3 1. 特別徴収継続 (下の新しい給与支払先も記入) 2. 一括徴収 ()月分まで納入 (12 月 10 日 納入予定) 3. 普通徴収(本人納付) 理由 ()	1,800,000 円 控除社会保険料額 100,000 円
個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	給与の支払いを 受けなくなった 後の住所 小松市☆\$町△番地				異動の事由 6 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 「6. その他」を選択され た場合、裏面のA～Fの 符号を記載してくださ い。		
転勤等による新しい 給与支払先の所在地 及び名称		所在地 〒	特別徴収義務者 指定番号 担当者氏名 電話番号		⑬ B		
		名称					1 月分 から 徴収し 納入します。

⑫新しい勤務先での徴収開始月を記入してください。

⑬退職・転勤・休職・長期欠勤・死亡以外に認められる「異動の事由」は、下表のとおりです。それ以外の異動の事由は認めることができないため、ご注意ください。異動の事由が下表に該当する場合は、「異動の事由」に「6. その他」を選び、該当する符号を括弧内に記入してください。

符号	普通徴収切替理由
普A	総従業員数が2人以上(下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村を意旨)従業員数を差し引いた人数)
普B	他の事業所で特別徴収している(例：乙欄適用者)
普C	給与が少なく税額が引けない(例：年間の給与支給額が96万5千円以下)
普D	給与の支払が不定期(例：給与の支払が毎月ではない)
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)

①～⑩記入例1をご参考にご記入ください。
⑪転勤等により新しい勤務先で引続き特別徴収を希望される場合は、新勤務先に月割納付額や徴収開始月を連絡し、特別徴収継続の確認を取ってから記入してください。(太枠欄も全て記入してください。)

退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申し出がない場合であっても、残税額をまとめて徴収してください。

- 非課税者についても退職等の異動があった場合は、提出してください。
- 特別徴収税額の納入先の市区町村と、新年度の給与支払報告書を提出した市区町村が異なる場合は、両方の市区町村に提出してください。